

「著作権についての本会の方針」改訂のお知らせ

2010年3月26日理事会承認

著作権法遵守の徹底が求められている現状を踏まえ、「著作権についての本会の方針」を改訂いたしました。今回の改訂は、従来の方針の趣旨を変更するものではありませんが、著作権の定義や著作権譲渡に関する事項、引用に関する事項などを明確化しています。ご執筆の際には以下をご参照の上「著作権についての本会の方針」を遵守いただきますよう、お願い申し上げます。

【1】執筆に際しての著作権法遵守のお願い

ご承知のように、他人の著作物を引用することは無条件に許されるものではなく、公正な慣行に合致することと、報道、批判、研究その他の目的上正当な範囲内であることが法によって定められております（著作権法第32条）。

著作権法により著作物に係る作者の権利が法的に保護される反面、作者の権利を一部制限することにより発表された著作物を第三者が自由に利用することを認める場合があります。例えば著作物の引用の場合は、著作権法で規定された引用の範囲に限り、著作権者の許諾の必要なく自由に利用できるという意味であります。それ以外の利用は転載・複製に該当し、著作権者の許諾が必要となります。

利用したい著作物が著作権法上の引用と転載・複製のどちらに相当するかの判断は必ずしも容易ではありませんが、一応の適法な判断の基準に「主従の関係」と呼ばれるものがあり、引用の目安とされております。例えば、自らの説を強調したり、他説に反論する目的で他の著作物を利用する場合は、自己の著述部分が「主」、引用した部分が「従」に該当すれば、著作権法に規定された引用とみなされます。また、引用は著作物の作成に必要不可欠なものに限り認められます。著者自身の主体的著述に欠けた著作物においては、引用した分量にかかわらずほとんどの場合が転載・複製とみなされますので、著作権者の許諾が必要となります。

【2】著作権の譲渡についての方針とお願い

本会では1987年以降、会誌「トライボロジスト」やトライボロジー会議予稿集などの本会が編集発行するすべての著作物について、著作権を本会に譲渡いただいております。これは単に本会の編集発行に必要な権利を取得することが目的というわけではなく、印刷、出版、公表後の著作物に係る作者の権利を、作者だけでなく本会も一緒に管理、監督、保護させていただくことを意味しております。したがって文化的な財産であるところの著作物を、作者とともに積極的に保護してゆこうという本会の方針をご理解ください。

また近年の電子媒体化とインターネット通信の普及に鑑み、著作権を譲渡いただいていない1987年以前の出版物（本会著作物の記事・論文・資料・教材等）につきましても、乱用防止と著作権保護のため、その著作権は（社）日本トライボロジー学会に帰属するものとして扱って参りますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。（2006年2月24日理事会承認）

〒105-0011 東京都港区芝公園3丁目5番8号
機械振興会館内407の2号室
社団法人 日本トライボロジー学会

著作権についての本会の方針

1987年2月10日制定

1990年2月13日改訂

1998年3月24日改訂

2010年3月26日改訂

1. 本会が編集発行または公表する学会誌、ハンドブックなどに掲載される記事、論文などの著作物（以下「本会著作物」という。）の著作権（著作権法第21条乃至第28条）は、本会が最終原稿を受け付けた時点から、当該記事、論文などの著作者（共同著作物の場合は著作者全員を指す。）から本会に譲渡されたものとする。
2. 本会に投稿される記事、論文などは、第三者の著作権、特許権、実用新案権及びその他の知的財産権並びにこれらの出願又は登録に関する権利等を侵害してはならない。
3. 本会に投稿される記事、論文などが共同著作物である場合には、本会への投稿を行うことについて、著作者全員の同意を得ていなければならない。
4. 本会著作物の著作者は、本会及び本会が指定する印刷、販売業者などに対しては、出版作業に必要な限度での改変行為について、著作者人格権（著作権法第18条乃至第20条）を行使しないものとする。
5. 本会著作物について、第三者から転載・複製、翻訳により一部または全部の利用申請があった場合、利用の目的に照らし本会で適当と認めたものについては、本会は申請に応ずることができる。
6. 本会著作物の著作者が、当該記事、論文などの一部を引用、転載・複製、翻訳により利用する場合、本会への事前の許可は不要である。但し全文を利用する場合は、著作者が事前に文書で本会へ許可を得なければならない。また、一部の利用又は全文の利用を問わず、出典を明記しなければならない。但し、トライボロジー会議予稿集、及び本会に著作権が帰属する国際会議プロシーディングスからの引用、転載・複製、翻訳については出典明記の必要はないものとする。
7. 著作者が他の著作物から引用又は転載・複製、翻訳の上、本会著作物を執筆する場合、法令及び引用、転載元の著作者が定める規定等を遵守するほか、原則として本会の書式に従い出典を明記しなければならない。また転載・複製、翻訳の際には、必要とされる利用申請などの作業一切は、著作者全員の責任において行うものとする。
8. 本会著作物に関する第三者からの権利侵害、又は本会著作物による第三者に対する権利侵害等、本会著作物に関して紛争が発生した場合又は発生のおそれがある場合、著作者全員及び本会は相互に協力してこれに対処する。

付則（2010年3月26日改訂）

本方針は、2010年6月1日以降に受付の原稿から適用する。

以上